

令和4年度第1回函館市男女共同参画審議会会議録	
開催日時	令和4年7月28日 木曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階第1会議室
議 題	<p>議事</p> <p>(1) 副会長の選任について</p> <p>(2) 令和3年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について</p> <p>(3) 第3次函館市男女共同参画基本計画の中間見直しについて</p> <p>(4) 令和3年度男女共同参画に関する苦情処理状況について</p> <p>(5) 令和4年度男女共同参画に関する施策の概要について</p> <p>(6) その他</p>
出席委員	荒木会長，長浦委員，塗委員，木村委員，池田委員 埜澤委員，佐々木委員，竹原委員，京野委員 (計9名)
欠席委員	成田委員，高橋委員，加藤委員
傍聴者	0名 (報道機関0社)
事務局	佐藤市民部長，鹿磯市民部次長，兵吾市民・男女共同参画課長， 市民・男女共同参画課 田中主査，簾内主事
事務局	<p>定刻となったので，令和4年度第1回函館市男女共同参画審議会を開催する。本日司会を務める市民部市民・男女共同参画課の田中である。</p> <p>この会議は，原則公開で行っている。</p> <p>会議終了は19時00分を予定しており，議事の進行にご協力いただきたい。</p> <p>本日の会議は，9名が出席され，男女共同参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により，会議が成立していることを，報告する。</p> <p>会議録を作成する関係上，マイクを使用してお話しいただきたい。</p> <p>開会にあたり，市民部長から，挨拶を申し上げます。</p>
佐藤部長	<p>市民部長の佐藤である。委員の皆様においては，本日もご多忙の中，本審議会にご参加いただき感謝する。日頃から本市の男女共同参画推進に格別の理解と協力をいただき，深く感謝申し上げます次第である。</p> <p>本市では「男(ひと)と女(ひと)ともに輝く 豊かなまち」を将来目標に掲げ，10年間を計画期間とした，第3次函館市男女共同参画推進基本計画を平成30年3月に策定をし，これを基盤とした各種の施策を推進してきている。昨年実施した，市民・事業者向けの意識調査を見ると，「男性は仕事，女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識は改善の兆しが見えてきているように思っている。様々な分野での男女の地位の平等ではないと感じている回答があり，市としては，男女共同参画社会の形成に向けて着実に取り組みを進めていかなければならないと改めて捉えている。今回本市として初めて，この10年の計画期間の計画の今後の5年間について，これまでの取組の成果，課題の検証を行った上で社会情勢の変化，意識調査の結果，国が令和2年度に策定した第5次の基本計画があるので，国の動向も踏まえながら計画の中間見直しを行ってまいりたい。</p> <p>本日は，計画の見直しに向けた基本的な方向性について審議いただくほか，今</p>

後の進め方などについて説明させていただく。委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

事務局

それでは、まず、資料の確認をさせてもらう。お手元には、第1回函館市男女共同参画審議会次第、資料5第3次函館市男女共同参画基本計画の中間見直しについて、座席表、男女共同参画に関する市民・事業者意識調査結果について、企業向けLGBT等対応ハンドブック、函館市パートナーシップ宣誓制度のチラシ、情報誌「マイセルフ67号」、女性センター業務概要、第2回男女共同参画審議会出欠確認表を配付している。

次に、事前配付資料で、資料1男女共同参画審議会委員名簿、資料2令和3年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について、資料3令和3年度男女共同参画に関する苦情処理状況について、資料4令和4年度男女共同参画に関する施策の概要について、以上。

お手元の資料に不備等があれば、お知らせ願いたい。

続いて、新たに就任された委員をご紹介します。

この度、当審議会副会長であった松本伸委員が3月31日付で異動となり、当審議会委員を辞任されたことから、新たに北海道渡島総合振興局から推薦いただいた加藤伸一委員にご就任いただいたが、本日公務のため欠席となる。

次に、富田秀嗣委員が役職を退かれ、3月31日付けで当審議会委員を辞任されたことから、新たに函館商工会議所から推薦いただいた、高橋憲司委員にご就任いただいたが、本日用務のため欠席となる。

それでは、ここからの進行は、荒木会長にお願いしたい。

荒木会長

それでは、議事を進めてまいらる。

本日は、お手元の次第にあるとおり、次第3は、副会長の選任について、次第4は、議題が4つあり、(1)「令和3年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について」、(2)「第3次函館市男女共同参画基本計画の中間見直しについて」、(3)「令和3年度男女共同参画に関する苦情処理状況について」、(4)「令和4年度男女共同参画に関する施策の概要について」審議いただくこととなっている。

それでは、まず「次第3 副会長の選任について」。

先ほど事務局から、委員の変更について報告があったように、副会長の任にあった松本委員が辞任されたことから、現在、副会長が不在となっている。

函館市男女共同参画推進条例施行規則第12条第2項の規定により、副会長は、委員の互選により定めることとなっているが、皆様いかがか。

慣例によれば事務局に一任ということが多いが、皆様いかがか。

異議がないので、事務局から、提案いただけるか。

事務局

事務局としては、男女共同参画審議会ということもあり、会長が女性ということで、会議の性質上、副会長は男性にお願いしたいと考えている。

副会長は、池田委員にお願いしてはどうかと考えている。

荒木会長	<p>事務局から池田委員ということで提案があったが、皆様いかがか。</p> <p>では、副会長に、池田委員を選出することが決まったので、池田副会長は、どうぞ、副会長席へお移りいただく 池田副会長から挨拶をいただく。</p>
池田副会長	<p>函館大妻高校の理事長の池田と申す。 本校建学の精神が良妻賢母ということで、ぜひ男女共同で物事を進めるとき、女性の権利がもう少し向上するように、私も尽力したいと思うので、皆様よろしく願いたい。</p>
荒木会長	<p>それでは、議事を進めてまいらる。 次第の4「議題（1）令和3年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について」、推進状況の報告を事務局から願いたい。</p>
事務局	<p>《資料2に基づき説明》</p>
荒木会長	<p>ただ今、事務局から説明があった「施策の推進状況」について、意見、質問はあるか。</p>
池田副会長	<p>意識調査の結果の概要3ページ目にある「女性が働き続けるためには、今後どのようなことが必要だと思いますか」について、「保育施設などの子育て支援サービスや福祉施設などの介護サービスの充実」が求めているという結果が58.8%だが、函館市の状況を見ると、例えば、保育施設は子どもの数よりも施設の定員数の方が多い。なので、誰でも子どもは、皆施設に入所できる状態になっている。</p> <p>そして、福祉施設についても、多くの施設があるのに、なぜこのように充実が求められているのか。そこをどのように考えているのか伺いたい。</p>
事務局	<p>一番大きいのが、希望する保育園や認定こども園に入れられるかどうか、希望通りに入れないため、自宅や職場から離れた施設に入れなければならない。老人施設についても、第1希望に入れることが難しいと伺っている。</p>
池田副会長	<p>第1希望に入れないという不満が現れているのか。</p>
事務局	<p>一定程度あると思う。</p>
池田副会長	<p>了解した。</p>
荒木会長	<p>他に意見が無ければ、次の議題に進む。 それでは、次に、議題（2）「第3次函館市男女共同参画基本計画の中間見直しについて」、事務局から説明を願いたい。</p>

事務局	《資料5に基づき説明》
荒木会長	<p>ただ今、事務局から中間見直し策定に向け、まずは方向性についての説明がある。</p> <p>まずは、本日の審議会で中間見直しの方向性について審議し、決定した後、2回目の審議会では、基本計画の中間見直しについて諮問を受け、その内容について審議することになる。3回目の審議会では、諮問に対する答申について審議、決定することとなる。</p> <p>また、4回目の審議会では基本計画の見直しの素案について審議するということになる。</p> <p>それでは「中間見直しの方向性」について、意見、質問はあるか。</p>
荒木会長	<p>資料5「2中間見直しの方向性（1）、（5）」をどうするか、という部分を今日決定するかと思うが、（5）でなぜ5つの項目を上げたのかについて説明いただきたい。</p>
事務局	<p>これらの項目に関しては、先程説明した資料2中の指標項目で、まだ到達していない部分や国の計画の中で、示されている部分でもある。性的少数者への理解の促進についても、本市においてパートナーシップが4月から開始しており、より一層の推進を図っていく必要があると考えているものである。</p>
荒木会長	<p>説明いただいた資料2の29から31ページの下矢印になっている所を拾い出しているのか。</p>
事務局	<p>下矢印の所や丸がついているけれども、まだ充分ではないと見受けられる項目については引き続き推進していくこととしている。</p>
木村委員	<p>資料2の29ページ男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実の評価が下矢印となっており、決して芳しいとは言えない。</p> <p>ここでの調査は、社会全体における男女の地位が平等であると感じている人の割合だが、現時点、「はこだて輝きプラン」の中で、教育・学習の中にこの項目が入っているとすると、ここに対して何らかのアプローチが必要になるかと思う。今議論をしようとしている、中間見直しについては、資料5の「2中間見直しの方向性（5）」の5つに、重きを置いて推進していくということがわかったが、全てのベースになるのは教育・学習の充実だろうと思う。</p> <p>したがって、国の第5次の男女共同参画の基本計画の中でも、教育分野は男女共同参画の推進のための基盤となるものだと明記されているし、そのためには、アンコンシャス・バイアスについてより敏感になる必要があると謳われているので、5つ全てのベースには気づきの重要さが示されるような、はっきりとした明言、そういったものが入ってくると良いのではないかと思う。</p>
荒木会長	<p>意見ですね。事務局から何かあるか。</p>

事務局	<p>木村委員の仰るとおり、教育・学習の充実が根底にあって、男性優遇意識等の改善、女性に対するあらゆる暴力の根絶等に結びつくものと認識している。</p>
荒木会長	<p>ほかにいかがか。</p>
京野委員	<p>資料5「2 中間見直しの方向性（5）」で感じたのが、「男性優遇意識等の改善」という書き方に、もう少し丁寧さがあった方が良いのではないかとというのが率直な印象。</p> <p>例えば、保育士は女性の職業という印象が強く、男性も現場で力を発揮するが、なかなか母親の皆さんからの偏見の目がある、というような希有な例が散見される。この表現だと、届きにくいのではないかと、という印象を持った。もう少し良い表現があると良いのではないかと感じた。</p>
荒木会長	<p>具体的にこんな言葉があると良いのではないかと言うのがあるか。</p>
京野委員	<p>そのようなのが出てくると非常に良いが、男性優遇意識等の改善は性差にとられないなど、うまく出てこないが、先生方や事務局の皆さんで通りのいい文言があれば、採用していただければ良い。</p>
荒木会長	<p>では、アイデアを含め何かあれば、意見や質問をお願いします。 事務局から説明があればお願いします。</p>
事務局	<p>意識調査の結果の概要2 ページ目の「男女の地位はそれぞれ平等になっていると思いますか。」の回答項目に「平等になっている」という回答のほか、「男性が優遇」、「女性が優遇」等という回答項目を設けて調査をしているため、このようなものが、改善されるように作った項目となっている。もし良い言葉があればお願いします。</p>
荒木会長	<p>ほかにいかがか。</p>
佐々木委員	<p>先日、男女共同参画局の方が講師となりオンラインの研修会があったとき、災害時の避難所の運営について、男女共同参画の視点で非常に大事という話だったが、参加した全国の自治体の職員達の間からも、それぞれの地域で災害対策に係わる人に女性職員がほぼいない状況であり、函館市も災害対策課に女性職員は一人もいない。以前は一人いたが、現在は男性のみの職場となっている。函館市の災害対策課にその点を聞いたところ、緊急事態が起きている中、出勤しなければならない状況の時に、子どもがいる職員が女性だった場合、登庁しにくいという話を聞いた。そういう時のために、登庁することに問題があるような職場環境を改善する方向で、女性の職員を配置していただけないかと話をしたが、全国的にも同様な問題があって、子どもがいる家庭には、女性だけではなく父親の存在もあるわけで、その状況で男性の出勤は可能なのに、なぜ女性の出勤ができないのか、という所を改善するためには、職場の働く環境を変えていかなければならないので、なかなかそこに手を付けられない難しい状況だということだった。</p>

	<p>ワークライフバランスの、働く場合における女性活躍の推進の中に、その部分も皆様に考えていただくきっかけになればと思っているので、よろしく願います。</p>
荒木会長	事務局からあるか。
事務局	いただいた意見については、検討の参考としたい。
荒木会長	<p>ほかにいかがか。</p> <p>今日決めることについてだが、資料5「2中間見直しの方向性(2)から(5)」は、一部見直すということであって、現在は何をどう見直すかはまだ具体化されていないので、まず本日決めることは「(1)基本目標については、変更しない」という部分かと思うが、(5)で5つのあげられた項目については、更に次の審議会で追加するというのは、あり得るのか。</p>
事務局	<p>見直しの方向性について明確なのは、基本目標については、骨格なので変更しないということは、ご理解願いたい。</p> <p>基本計画策定後に様々な取組がされている部分があり、それを追加等する場合に、推進の方向や主要施策、文言、或いは順番を変えたりする必要が出てくると考えている。そこを「2中間見直しの方向性(2)、(3)」に書いてある。つまり、10年の計画期間なので骨格は変えない。ただ、ディテールについては、取組状況に応じて見直しを一部していただく。更に指標項目は一定程度の見直しが必要。皆様にもご理解いただいた上で、このような方向性に基づいて、この次骨子案を示し、諮問という形で審議していただく。こちらの資料をベースに骨子案を作らせていただきたいということで、もちろん審議会でこういった項目も追加したいということをお聞かせいただきたく、本日の資料を示させていただいている。</p>
荒木会長	<p>了解した。</p> <p>それでは、基本目標の3つについては、変更しないということで、よろしいか。</p>
委員	異議なし。
荒木会長	そのほかについて、一部見直しをしたり、追加したりする予定であるということで、よろしいか。
委員	異議なし。
荒木会長	(5)の5つの項目以外に、これから意見を出し合って、追加することは、よろしいか。
事務局	そうである。

荒木会長	<p>資料5に示した、中間見直しの方向性について、承認いただいてよろしいか。</p> <p>では、決定した。</p> <p>事務局では、この方向性に基づき、中間見直しの作業を進めていただきたい。</p> <p>続けて、議題(3)「令和3年度男女共同参画に関する苦情処理状況について」、事務局から説明願いたい。</p>
事務局	《資料3をもとに説明》
荒木会長	<p>ただ今、事務局から説明があった「苦情処理状況」について、意見、質問はあるか。</p> <p>意見が無ければ、次の議題に進むこととする。</p> <p>それでは、最後に、議題(4)「令和4年度男女共同参画に関する施策の概要について」、事務局から説明願いたい。</p>
事務局	《資料4をもとに説明》
荒木会長	<p>ただ今、事務局から説明があった「令和4年度男女共同参画に関する施策の概要について」、意見、質問はあるか。</p>
木村委員	<p>13番目にある、「性的少数者への理解促進のための啓発パンフレットの作成」について、本日配付された参考資料の中にある冊子について、企業だけではなく、社会に参画する大学生にも知ってもらいたい。知っておいた方がどのように考え、相談があったときに、どう答えたら良いか、より一層わかりやすくなるのではないかと資料を見て感じた。</p> <p>学生でも啓発パンフレットは手に入れられるか。</p> <p>そして、配付部数が3,000部とあり、配付箇所は市の施設等となっているが、誰でもアクセスができるデジタルとして、入手できるようになる予定はあるのか。</p>
事務局	<p>13番目のパンフレットは、毎年作っている、別の冊子の発行数になる。</p> <p>今回配付した冊子「LGBT等対応ハンドブック」は1,000部作成している。優良だという意見をいただいたので、有効に活用できるように考えていきたいと思う。実際にこちらの冊子は、市のホームページで見られる状況となっている。データとして提供しているので、ダウンロードして印刷されるなど利用していただければと思う。</p>
荒木会長	<p>他に意見が無いようでしたら、これで議題を終了する。</p> <p>それでは、次第の5「その他」について、委員の皆様から何かあるか。</p> <p>なければ、以上で終了とし、事務局に進行をお返しする。</p>

事務局	<p>事務局から、連絡事項が1点ある。</p> <p>次回の会議日程について、次回は、第1候補として8月29日（月）を予定しているが、本日、お手元に、出欠確認表を配っているので、出欠をお知らせいただく。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回函館市男女共同参画審議会を終了する。</p>
-----	---

閉会（19：00）